

矢掛町指定ごみ袋証紙売りさばき人募集要項

矢 掛 町

平成29年4月1日から、ごみ袋の有料化が始まります。

ごみ袋の有料化とは、矢掛町が指定したごみ袋（以下「指定ごみ袋証紙」という。）で、可燃ごみ及び不燃ごみを排出していただくものです。この指定ごみ袋証紙について、指定ごみ袋証紙売りさばき人（以下「売りさばき人」といいます。）の業務は、本町に売りさばき人の指定登録を行い、円滑な収納業務等を行うための補助者として、一般廃棄物処理手数料収納管理等業務に従事し、指定ごみ袋証紙を販売していただくこととしております。

これに伴い、本町が指定するごみ袋を販売する売りさばき人を募集いたします。

1. 売りさばき人について

(1) 概要

本町より指定を受け、指定ごみ袋証紙を売りさばいていただきます。

(2) 主な業務

- ①指定ごみ袋証紙の保管・管理及び売りさばき
- ②指定ごみ袋証紙の発注及び納品数に応じた指定ごみ袋証紙買受代金の納付

2. 売りさばく指定ごみ袋証紙の種類及び手数料の額等

| | | 1枚あたりの単価 | 単位 | 1組あたりの金額 | | 店舗等への仕入れ単位 | |
|-------------|------|----------|-------|----------------|--------------------|------------|----------------|
| | | | | 町民への販売額 (①) | 証紙取扱手数料 (①×10%) | | |
| 指 定 袋 | 可燃ごみ | 150 | 15円/枚 | 1組 (10枚/組) | 150円 | 15円 | 1箱 (500枚/箱) |
| | | 300 | 30円/枚 | | 300円 | 30円 | |
| | | 450 | 45円/枚 | | 450円 | 45円 | |
| | 不燃ごみ | 300 | 30円/枚 | | 300円 | 30円 | |

3. 資格要件

売りさばき人の指定を受けるには、次の要件を満たすことが必要です。

- ①矢掛町内に店舗又はこれに類する施設を有し、日常生活に要する物品の販売を業としているもの。
(例：スーパーマーケット、コンビニエンスストア、ホームセンター、ドラッグストア、農協、個人商店等)
- ②不特定多数の町民に指定ごみ袋証紙を販売することができること。
- ③適正な収納事務及び在庫管理ができること。
- ④指定ごみ袋証紙の売りさばきに必要な資力及び信用があること。
- ⑤町税に滞納がないこと。
- ⑥その他事務等の取扱いに支障をきたす恐れがないこと。

4. 売りさばきにあたっての注意事項

- (1) 町民への指定ごみ袋証紙の販売と引き換えに売りさばき手数料を受領し、矢掛町に納付する収納事務であることを認識してください。
- (2) 指定ごみ袋は証紙であり、売りさばきは商品の販売ではありません。指定ごみ袋証紙の「価格」は条例で定める「ごみ処理手数料」であるため、券面金額で売りさばいてください。また、袋のばら売り(10枚/1組以外の1枚単位)又は割引販売及び粗品等としての無料交付も絶対に行わないでください。
- (3) 指定ごみ袋証紙の納品は、買取方式(指定ごみ袋証紙の販売実績にかかわらず、納品した枚数によりごみ処理手数料が決定する)とします。不良品等以外の返品はできません。
- (4) 売りさばき人の証紙取扱手数料は納品額の10%(消費税込)です。指定ごみ袋証紙買受代金は、町民課から送付される納入通知書を使って、納期限までに指定金融機関等へ納付してください。
- (5) 口座振替は利用できません。
- (6) 郵便局での納付はできません。
- (7) 買取方式のため、納品後の紛失等が生じてもその責は売りさばき人に帰属し、補填されるものではありません。
- (8) 常時、指定ごみ袋証紙は全種類(4種類)を備えてください。
- (9) 指定ごみ袋証紙の取扱は、指定ごみ袋証紙売りさばき人として指定を受けた店舗等でのみ行えます。指定店舗等以外での取扱はできませんので注意してください。
- (10) 店頭等の見やすい場所に売りさばき人である旨を表示すること(表示)。
- (11) その他については、「矢掛町指定ごみ袋証紙売りさばき人募集要項」にしたがって取扱をしてください。

5. 提出書類(売りさばき人申請に必要な書類は◎印)

指定ごみ袋証紙の販売及び指定ごみ袋買受代金の収納に関し、必要に応じた書類を町民課に提出してください。

◎指定ごみ袋証紙売りさばき人指定申請書～様式第1号

*必要事項を記入のうえ提出する。申請書は売りさばき人ごとになります。

◎完納証明(申請日から3か月以内のもの)

*町税の滞納がないことを証明する書類(写し可)

◎所在地を確認できる地図

- ◎過去1年間分の決算書(写し可)【法人の場合に限る】
- ◎過去1年間の税務申告書(写し可)【個人事業者の場合に限る】
- △矢掛町に債権者の登録をされてない方は、「債権者登録申請書」を提出してください。
- △指定ごみ袋証紙売りさばき業務変更承認申請書～様式第3号
 - *届出事項に変更が生じた場合は、速やかに提出してください
- △指定ごみ袋証紙売りさばき業務廃止届出書～様式第4号
 - *業務を廃止しようとするときは、速やかに提出してください。

6. 応募方法

開庁日の平日(土、日及び国民の祝日以外の日)午前8時30分から午後5時00分までに、必要書類を矢掛町役場町民課へ持参又は郵送してください。

なお、持参郵送にかかわらず、必ず120円切手を貼付した返信用封筒(角2封筒(A4用紙が入るもの))に申込者の住所、氏名、郵便番号を記入)を添えて提出してください。

また、提出書類に不備がある場合、訂正していただく場合がありますのでご了承ください。

7. 売りさばき人の指定決定について

売りさばき人の指定を受けようとする者は、提出書類を町民課へ提出してください。提出書類を確認後、適当と認め指定したときは、「指定ごみ袋証紙売りさばき業務決定通知書」(様式第2号)と販売所表示シールを送付いたします。表示シールは店頭等の見やすい場所に掲示してください。

8. 指定ごみ袋証紙の申込について

午前8時30分～午後5時15分(土、日及び国民の祝日、年末年始を除く。)までに「指定ごみ袋証紙買受品請求書」(様式第5号)を、町民課へ持参又はFAX(0866-82-1454)してください。

納品は、毎月5日、15日、25日に行います。(土、日及び国民の祝日、年末年始を除く。)

***初回申込時は必ず4種類(可燃ごみ用(150、300、450)と不燃ごみ用(300))を注文してください。**

(納品日例)

- ①5日、15日、25日が平日の場合→5日、15日、25日に納品
- ②5日、15日、25日が土、日曜日の場合→月曜日の納品
- ③5日、15日、25日が国民の祝日の場合→祝日の次の日に納品

*なお注文は、それぞれ上記期限の前日の午後0時(正午)まで(前日が、土、日及び国民の祝日の場合、その前日まで)に、「指定ごみ袋買受品請求書」(様式第5号)を町民課へ持参又はFAX(0866-82-1454)してください。

9. 売りさばき人の主な業務

(1) 指定ごみ袋証紙の発注

指定ごみ袋証紙の発注は「指定ごみ袋証紙買受品請求書」（様式第5号）を町民課へ持参又はFAX（0866-82-1454）してください。

在庫管理に留意し余裕を持って注文することを心がけてください。（土・日、国民の祝日、年末年始の配送はできません。）

（発注単位及び発注数）

指定ごみ袋証紙は箱単位での発注とします（1箱は、袋10枚入が50組）。

売りさばき人には全種類の指定ごみ袋証紙が揃っている必要がありますので、欠品のないよう留意してください。また、発注数は、1回の納品で指定ごみ袋証紙1種類につき最大20箱（最大で全種類合計80箱）を目安とさせていただきます。

(2) 納品

指定ごみ袋証紙は配送業者から直接売りさばき人に納品されます。納品を受けたときは、発注数と納品数が同じかどうか確認し、「指定ごみ袋証紙受領書」（様式第6号）の店舗名欄を記入し、受領者印を押印（サインも可）して（販売所控）を保管してください。なお、（町提出用）及び（配送業者控）の受領書は配送業者に渡してください。

指定ごみ袋証紙は買取方式のため納品されたものを返品することは出来ませんので注意してください。

(3) 指定ごみ袋証紙の販売及び指定ごみ袋証紙買受代金の納付

①町民への販売

町民から納付された売りさばき手数料と引き換えに指定ごみ袋証紙を販売してください。

※指定ごみ袋証紙の販売方法について

指定ごみ袋証紙等は10枚1組単位（外袋にバーコードを印刷）での販売とします。

※JANコードについて

指定ごみ袋証紙の外装袋（10枚あたり）には、JANコードが表示されていますので、POSシステム等を導入している売りさばき人は、読み取り設定を行うことが可能です、コード番号は次のとおりです。

| 種 別 | | 料金（販売単価） | メーカーコード [※] | アイテムコード [※] | CD | |
|-----|------|----------|----------------------|----------------------|-----|---|
| 指定袋 | 可燃ごみ | 150 | 150円（10枚1組） | 458969820 | 001 | 6 |
| | | 300 | 300円（10枚1組） | 458969820 | 002 | 3 |
| | | 450 | 450円（10枚1組） | 458969820 | 003 | 0 |
| | 不燃ごみ | 300 | 300円（10枚1組） | 458969820 | 004 | 7 |

*CDはチェックデジットの略

②領収書の発行

領収書を希望する町民の方に発行してください。

50,000円以上の購入者には印紙税法により収入印紙の貼付が必要となります。

| | |
|---|---|
| <p style="margin: 0;">領 収 書</p> <p style="margin: 0;">金 50,000 円</p> <p style="margin: 0;">ただし、矢掛町指定ごみ袋証紙代金として</p> <p style="margin: 0;">住 所</p> <p style="margin: 0;">売りさばき人 ○ ○ ○ ○ 印</p> | <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">印 紙</p> </div> |
|---|---|

なお、各店のレシート等の発行をもって領収書に代えることもできます。レシートには「指定ごみ袋証紙代金（指定ごみ袋証紙用）」など具体的な名称を印字してください。（「商品」「ごみ袋」など、他の商品と混同するような表現はしないでください。）

【販売時の留意事項】

- ・ 指定ごみ袋証紙は、非課税扱いとなります。消費税の上乗せはありません。
- ・ 商品の売買ではないため、指定ごみ袋証紙の割引販売はできません。粗品等としての無料交付も絶対に行わないでください。
- ・ 届出以外の店舗での販売もできません。

(4) 請求

売りさばき人に対し「指定ごみ袋証紙買受代金請求書」及び「納入通知書」を送付いたします。

(5) 買受代金及び証紙取扱手数料の支払い

毎月末までに、指定金融機関等で納付してください。

なお、請求する額は、証紙取扱手数料（10%）を引いた金額となります。

証紙取扱手数料＝買受金額×10%（消費税込み）

*消費税の申告等については、各店舗等で行ってください。

(6) 納入場所

納入場所は下記のとおりです。納入通知書の金額を納期限までに入金してください。

なお、口座振替や郵便局での納付はできません。

[矢掛町指定金融機関及び矢掛町収納代理金融機関等]

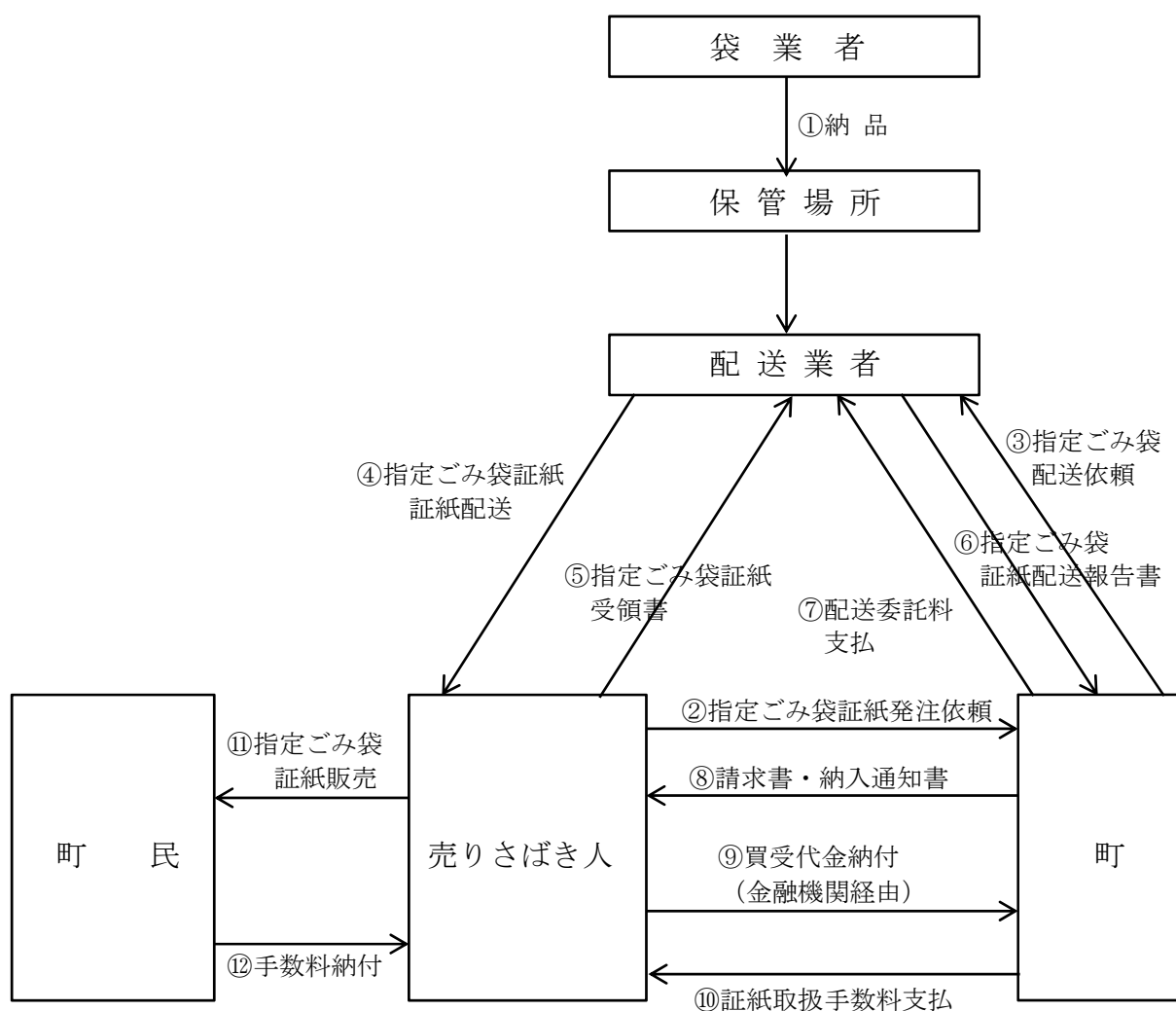
矢掛町役場会計課

中国銀行・広島銀行・トマト銀行

笠岡信用組合・倉敷かさや農業協同組合

上記金融機関等の本支店で納付ができます。（振込手数料は不要です。）

10. 指定ごみ袋証紙注文・配送のフロー



- ①袋業者から町が購入、保管場所へ保管
- ②売りさばき人は町民課へ発注依頼する
- ③町は、配送業者に配送依頼する
- ④配送業者は、売りさばき人に指定ごみ袋証紙を配送
- ⑤売りさばき人は、配送業者に指定ごみ袋証紙受領書を渡す
- ⑥配送業者は、町へ指定ごみ袋証紙配送報告書を提出する
- ⑦町は、配送業者に配送委託料を支払う
- ⑧町は、指定ごみ袋証紙買受代金請求書と納入通知書を売りさばき人に送付する
- ⑨売りさばき人は、指定ごみ袋証紙買受代金請求金額を納期限までに金融機関等で納付する
- ⑩町は、売りさばき人に証紙取扱手数料を支払う
- ⑪売りさばき人は、町民に指定ごみ袋証紙を販売
- ⑫町民は、手数料を売りさばき人に納付する

1 1. 売りさばき人の変更事項の発生及び廃止について

売りさばき人の変更事項の発生及び廃業する場合は、所定の様式（様式第3号又は様式第4号）に記入の上、速やかに町民課に提出してください。

また、「矢掛町指定ごみ袋証紙売りさばき人募集要項」に基づかない事務処理や町と協議した結果、事務処理等が著しく不相当と認められた場合、売りさばき人として不相当と認定された場合は廃止となる場合もあります。その場合も廃止届出書の提出が必要です。

1 2. 不正行為について

指定ごみ袋証紙を決められていない納品先または決められた価格以下で入出庫することは、明らかに不正行為となります。この場合には、売りさばき人の廃止、廃止に伴う広報等による公表、一定期間の指定登録の停止、その他行政処分等の措置を講じることにもなります。

1 3. その他注意事項

- ①買受代金は必ず納期限までに、町民課から送付される納入通知書により納付してください。
- ②納付がなされない場合は、売りさばき人を脱退していただく場合があります。
- ③その他、売りさばき人として相応しくない行為や町に著しく迷惑をかけた場合は、売りさばき人の資格を停止させていただくことがありますのでご承知おきください。
- ④適正な業務の実施を確認するため、手数料の収納状況等について調査を実施することがありますので、各指定ごみ袋証紙に関する任意の手数料収納出納簿を整備し、町の求めに応じ提出できるようにしておいてください。

1 4. お問い合わせ先

〒714-1297

岡山県小田郡矢掛町矢掛3018番地

矢掛町役場 町民課 住民環境係

電話：0866-82-1011

申請書届出等様式について

| 書 式 | 様 式 | 提出先 |
|-----------------------|---------|------|
| 指定ごみ袋証紙売りさばき人指定申請書 | 様式第 1 号 | 町 |
| 指定ごみ袋証紙売りさばき業務決定通知書 | 様式第 2 号 | |
| 指定ごみ袋証紙売りさばき業務変更承認申請書 | 様式第 3 号 | 町 |
| 指定ごみ袋証紙売りさばき業務廃止届出書 | 様式第 4 号 | 町 |
| 指定ごみ袋証紙買受品請求書 | 様式第 5 号 | 町 |
| 指定ごみ袋証紙受領書 | 様式第 6 号 | 配送業者 |
| 指定ごみ袋証紙販売実績報告書 | 様式第 7 号 | 町 |
| 矢掛町指定ごみ袋交換請求書 | — | 町 |